

別表 1

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金表

	種類	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	Ⓐ	7,398円	8,140円	8,872円	9,614円	10,345円
	Ⓑ	6,750円	7,492円	8,224円	8,966円	9,697円
2. うち、介護保険から給付される金額	Ⓐ	6,658円	7,326円	7,984円	8,652円	9,310円
	Ⓑ	6,075円	6,742円	7,401円	8,069円	8,727円
3. サービス利用に係る自己負担（1-2）	Ⓐ	740円	814円	888円	962円	1,035円
	Ⓑ	675円	750円	823円	897円	970円
4. 食事に係る標準自己負担額	居住費 日額 (Ⓑ) 1,150円 (Ⓐ) 320円					
	食費 日額 1,380円					
5. 自己負担額合計 (3+4)	Ⓐ	2,440円	2,514円	2,588円	2,662円	2,735円
	Ⓑ	3,205円	3,280円	3,353円	3,427円	3,500円

※ Ⓑ→個室

※ Ⓐ→大部屋（4人部屋）

※ 低所得の方については、保険者の発行する費用負担限度額認定証に記載されている額とします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆サービス利用料金は、所定の単位の10.45円を乗じて得た金額です。

加算（原則全員対象：サービス料金表に含まれているもの）

種類	内容	単位数
サービス提供体制強化加算Ⅲ	3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置。	6単位
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師1名配置。	4単位
看護体制加算Ⅱ	最低基準より1名以上多く看護職員を配置、24時間の連絡体制の確保等の場合。	8単位
栄養ケアマネジメント加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行われた場合。	14単位
常勤医師加算	常勤の医師を1名以上配置。	25単位
口腔機能維持管理加算	歯科医師等から口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上行った場合。口腔ケアに係る計画が作成されている場合。	30単位/月

その他各種加算（該当者：サービス料金表に加算）

種類	内容	単位数	
経口維持加算Ⅱ	経口より食事摂取している者が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、多職種協働で経口維持計画を作成している場合。	5単位	
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供した場合。	23単位	
精神科医療指導加算	精神科医による療養指導が月2回以上行われている場合。	5単位	
看取り介護加算	終末期ケアについて、本人または代理人等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。	死亡日以前4日以上30日以下	80単位
		死亡日の前日・前々日	680単位
		死亡日	1280単位
若年性認知症利用者受入加算	初老期における認知症のある入所者を受け入れた場合。	120単位	
初期加算	入所後30日または30日超の入院からの退院後30日に限り加算。	30単位	
外泊時費用	入院・外泊期間のうち、初日と最終日を除いた日について、ひと月に6日を限度として算定。	246単位	
在宅・入所相互利用加算	複数の利用者が在宅期間及び入所期間（3か月を限度）を定めて、同一の個室を計画的に利用する、在宅・入所相互利用を行うとき。	30単位	

